

豊中の事業所

－平成 21 年経済センサス－基礎調査結果報告－

豊中市 総務部 情報公開課

ま え が き

本書は、平成 21 年 7 月 1 日に実施された「経済センサスー基礎調査」の結果から、豊中市に関する結果を、市独自で集計したものです。

この調査は、全ての産業分野における事業所・企業の母集団情報の整備を行うことで、我が国の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを目的とした統計調査として新設され、今回が第 1 回目の調査となりました。これに伴い、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」などの大規模統計調査は廃止されました。

本書が行政における各種施策の基礎資料として、さら企業の経営方針の立案や学術研究等の参考資料として広く各方面で活用いただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に際し、多大なご協力をいただきました事業所及び企業の皆様をはじめ、関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成 23 年 10 月

豊中市総務部情報公開課長

目 次

I	経済センサスー基礎調査の概要	1
II	利用上の注意	3
III	用語の解説	4
IV	調査結果の概要	8
V	統計表	13
	1. 平成21年事業所の大分類別事業所数、従業者数	13
	2. 平成21年事業所の産業中分類別事業所数、従業者数	14
	3. 平成21年事業所（民営）の従業者の状況	16
	4. 平成21年事業所（民営）の従業者規模別の概況	20
	5. 町名別経営組織別民営事業所数及び従業者数	24
	6. 産業大分類、資本階級、単独・本所別 民営事業所数及び男女別従業者数	26
	7. 事業所で行っている産業（大分類）経営組織、 本所・支所・従業者規模別事業所数	36
	8. 町名別産業中分類別事業所数、従業者数	38
	9. 大阪府内市町村別本所・支所（3区分）別 民営事業所数、従業者数の比較	74

付録

付1 甲調査 調査票A様式

I. 経済センサス-基礎調査の概要

1. 調査の目的

平成 21 年経済センサス - 基礎調査（以下「調査」という。）は、事業所及び企業の経済活動の状況を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2. 調査の根拠

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査です。

3. 調査期日

調査は、平成 21 年 7 月 1 日現在で実施しました。

4. 調査の範囲

調査期日現在、国内に所存するすべての事業所及び企業を対象に行います。ただし、次の事業所は調査の対象としません。

- (1) 農林漁業に属する個人経営の事業所
- (2) 家事サービス業、外国公務に属する事業所
- (3) 家事労働の傍ら、特に設備を持たない賃仕事をしている個人宅
- (4) 収入を得て働く従業員がいない事業所
- (5) 休業中で、かつ従業者がいない事業所
- (6) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいない事業所

5. 調査項目

調査には、甲調査と乙調査があり、それぞれ次に掲げる事項について調査しました。

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 開設時期
- (オ) 従業者数
- (カ) 事業の種類
- (キ) 業態

【企業に関する事項】

- (ア) 経営組織
- (イ) 資本金等の額
- (ウ) 外国資本比率

2 経済センサス-基礎調査の概要

- (エ) 決算月
- (オ) 持株会社か否か
- (カ) 親会社の有無
- (キ) 親会社の名称
- (ク) 親会社の所在地及び電話番号
- (ケ) 子会社の有無及び子会社の数
- (コ) 法人全体の常用雇用者数
- (サ) 法人全体の主な事業の種類
- (シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- (ス) 本所の名称
- (セ) 本所の所在地及び電話番号

(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

II. 利用上の注意

1. 本書の数値は、総務省統計局『経済センサス-基礎調査』の調査票情報を豊中市が独自集計を行ったものであり、総務省統計局が公表する数値と異なる場合があります。
また、確報集計に基づき作成したものであり、平成 23 年 3 月公表の速報集計結果と異なります。
2. 平成 21 年経済センサス-基礎調査は、事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）で実施した内容と調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありませんので、比較される際にはご留意願います。
 - ・会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支社等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入
 - ・商業・法人登記等の行政記録の活用 等
3. 一部の分類事項については、総数に不詳を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
4. 産業分類は、日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）に基づくものです。
5. 該当数字がないものは「-」で表しています。
6. 本書中の「構成比」「男女比」は、小数第 2 位以下を四捨五入しているため、必ずしも総数と一致しません。

Ⅲ. 用語の解説

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

事業内容が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2. 経営組織

①国，地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）をいう。

②民営

国、地方公共団体以外をいう。

ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

・会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

3. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類によるが、一部の小分類項目については分割したのもも小分類に含めて表章している。

4. 従業者

従業者とは、調査期日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

①個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

②無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

③有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

④常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

6 用語の解説

ア 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

イ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

⑤臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑥派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

5. 別経営の事業所からの派遣従業者

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

6. 事業従業者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から「別経営の事業所への派遣従業者」を除き、「別経営の事業所からの派遣従業者」を含めて「事業従事者」とする。

7. 本所・支所の別

①単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

②本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。

本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

③支所（支社・支店）

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

8. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

①会社企業

経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

9. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

10. 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11. 親会社・子会社

①親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいう。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

②子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含む。ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

IV. 結果の概要

事業所数は1万4千871事業所、従業者数は13万8千615人

平成21年7月1日を調査期日として実施した平成21年経済センサス基礎調査の結果によると、豊中市の事業所数は1万4千871事業所、従業者数は13万8千615人となっている。

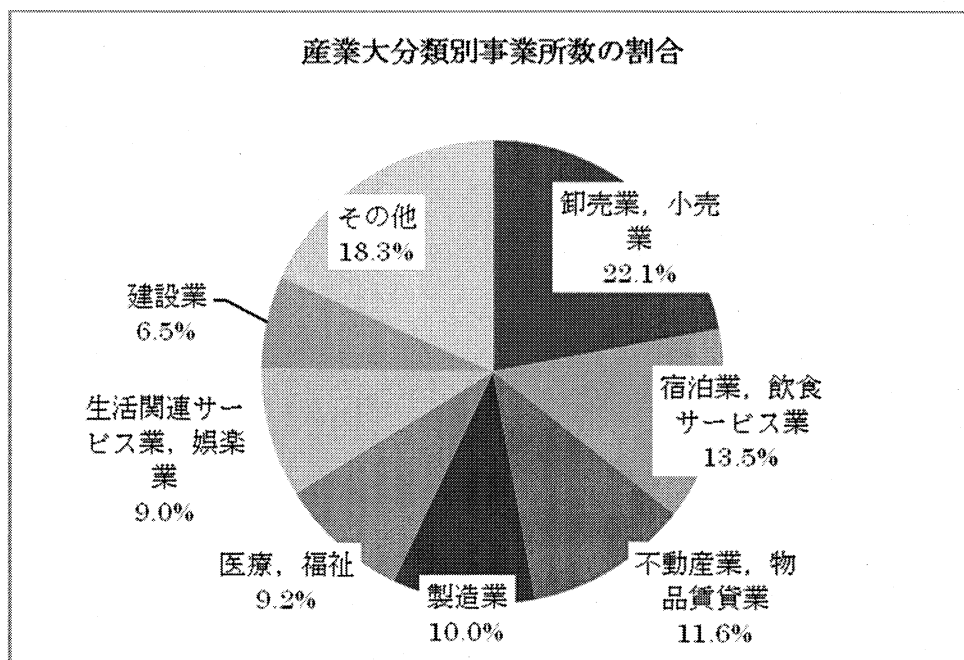
また、1km²あたりの事業所数は、406事業所となっている。

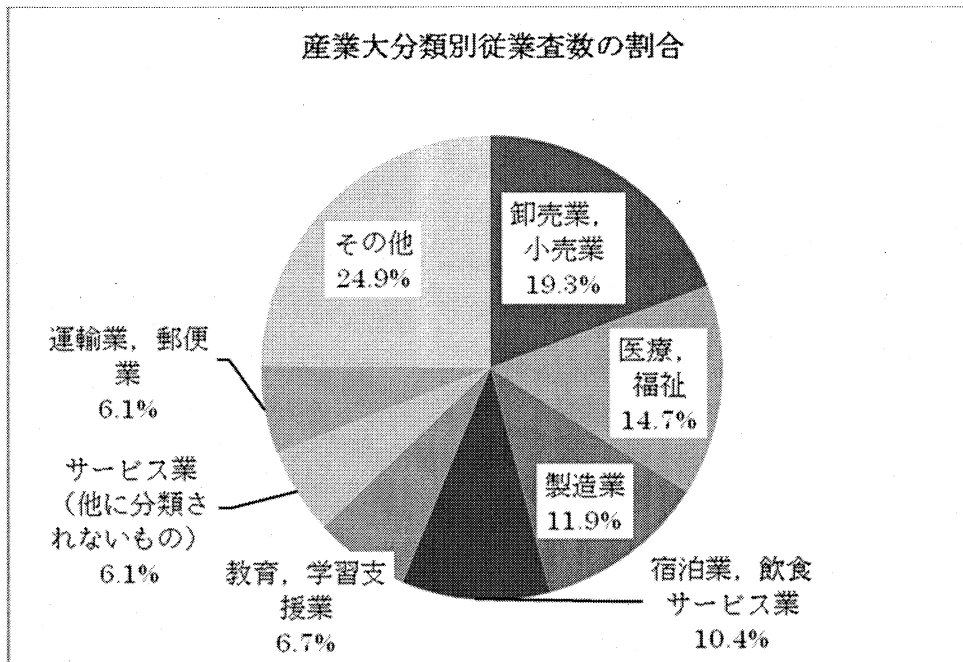
従業者数を男女別にみると、男性は7万3千659人(男女比53.2%)、女性は6万4千906人(男女比46.8%)となっている。

事業所数、従業者数ともに1番多いのは「卸売業、小売業」

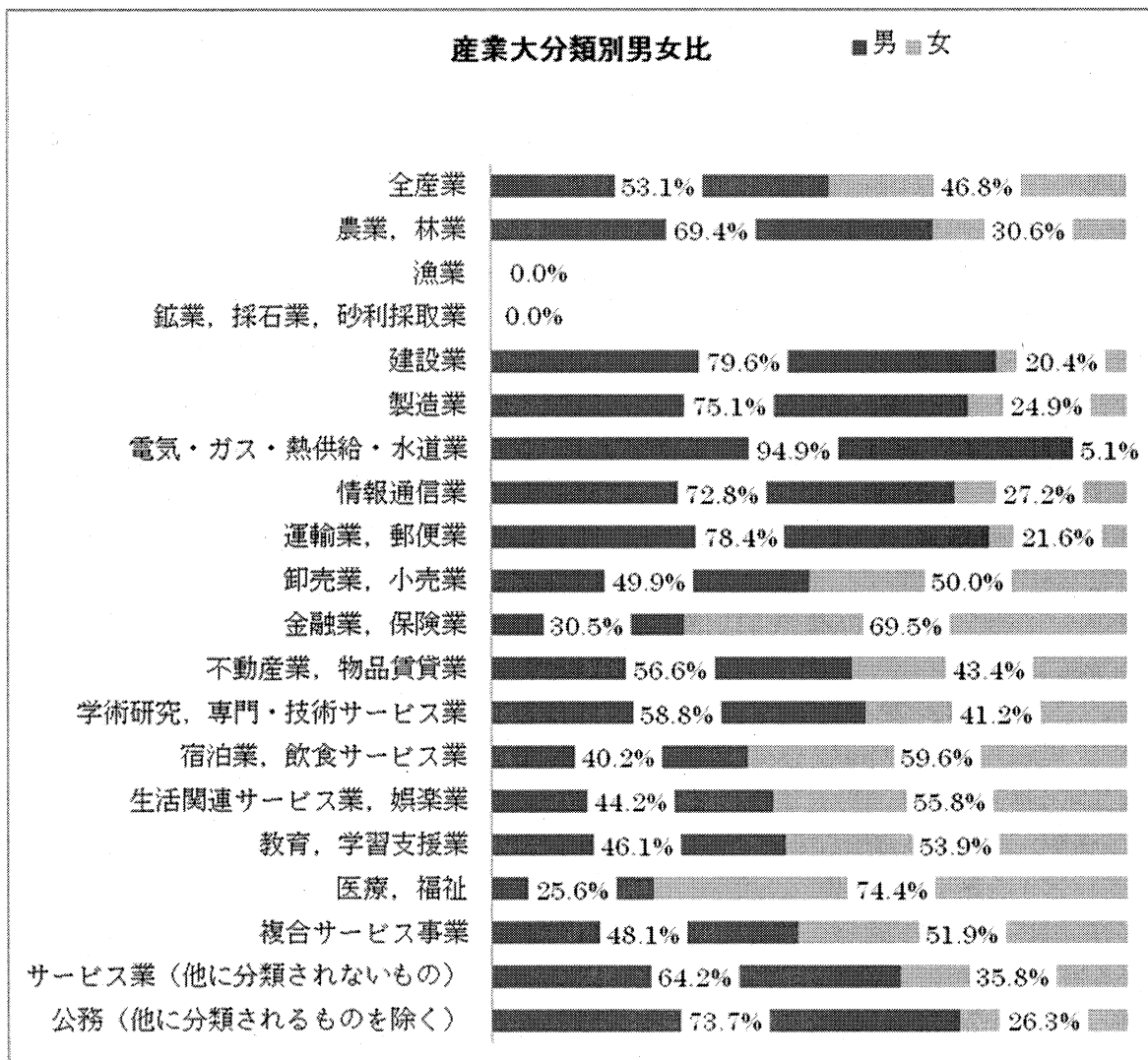
豊中市の事業所を産業大分類別にみると、事業所数では「卸売業、小売業」が3千280事業所(事業所全体の22.1%)と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が2千1事業所(同13.5%)、「不動産業、物品賃貸業」が1千723事業所(同11.6%)となり、この3産業で全事業所の50%弱を占めている。

従業者数では、事業所数と同じく「卸売業、小売業」が2万6千707人(従業者全体の19.3%)と最も多く、次いで「医療、福祉」が2万358人(同14.7%)、「製造業」が1万6千552人(同11.9%)などとなっている。





また、産業大分類別に男女比をみると、男性の割合が最も高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」の94.9%、女性の割合が最も高いのは「医療、福祉」の74.4%となっている。



法人事業所が多い

経営組織別に事業所数をみると、個人事業所が6千188事業所（事業所全体の42.5%）、法人事業所が8千276事業所（同56.8%）となっており、法人事業所が多くなっている。

従業者数をみると、個人事業所が1万8千782人、法人事業所が10万9千992人となっている。

従業者規模では1～4人の事業所が一番多い、従業者規模10～19人の事業所の従業者が1番多い

従業者規模別に事業所をみると、「1～4人」が8千958事業所（事業所数全体の60.4%）と最も多く、次いで「5～9人」が2千922事業所（同19.7%）、「10～19人」が1千542事業所（同10.4%）などとなっている。

従業者規模別に1従業者をみると、「10～19人」が2万774人（従業者全体の15.3%）と最も多く、次いで「1～4人」が1万9千538人（同14.4%）、「5～9人」が1万8千911人（同13.9%）などとなっている。

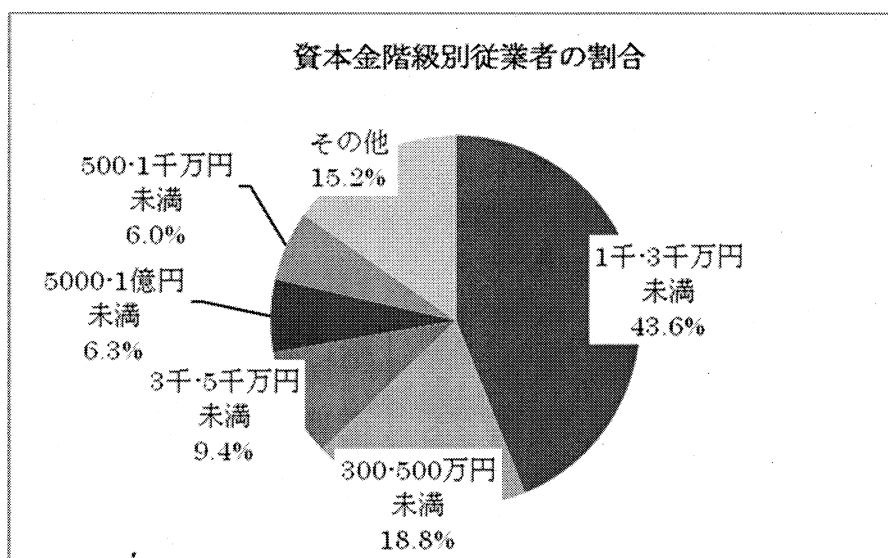
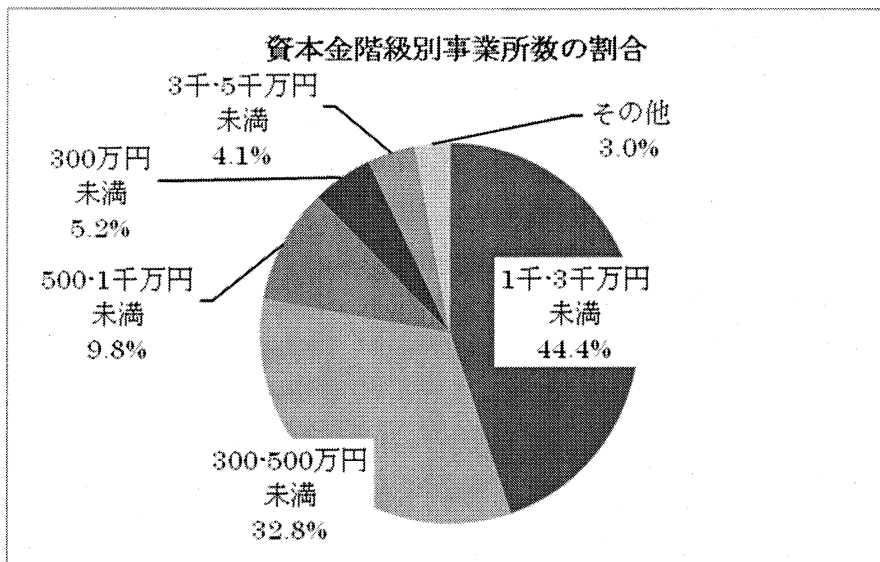
順位		事業所数	割合
-	総数	14,836	100%
1	1-4人	8,958	60.4%
2	5-9人	2,922	19.7%
3	10-19人	1,542	10.4%
4	20-29人	540	3.6%
5	30-49人	423	2.9%
6	50-99人	237	1.6%
7	100-199人	89	0.6%
8	200-299人	29	0.2%
9	300人以上	29	0.2%

順位		従業者数	割合
-	総数	135,639	100%
1	10-19人	20,774	15.3%
2	1-4人	19,538	14.4%
3	5-9人	18,911	13.9%
4	30-49人	16,012	11.8%
5	50-99人	15,952	11.8%
6	20-29人	12,814	9.4%
7	300人以上	12,342	9.1%
8	100-199人	12,210	9.0%
9	200-299人	7,086	5.2%

資本金1千～3千万の事業所数、従業者数ともに1番多い

資本金階級別に事業所をみると、「1千～3千万」が2千7事業所（事業所全体の44.4%）と最も多く、次いで「300～500万」が1千484事業所（同32.8%）となっており、事業所全体のおよそ8割を占めている。

資本金階級別に従業者数をみると、「1千～3千万」が1万9千126人（従業者全体の43.6%）と最も多く、次いで「300～500万」が8千240人（同18.8%）などとなっている。



事業所数が多いのは本町、従業員数が多いのは新千里東町

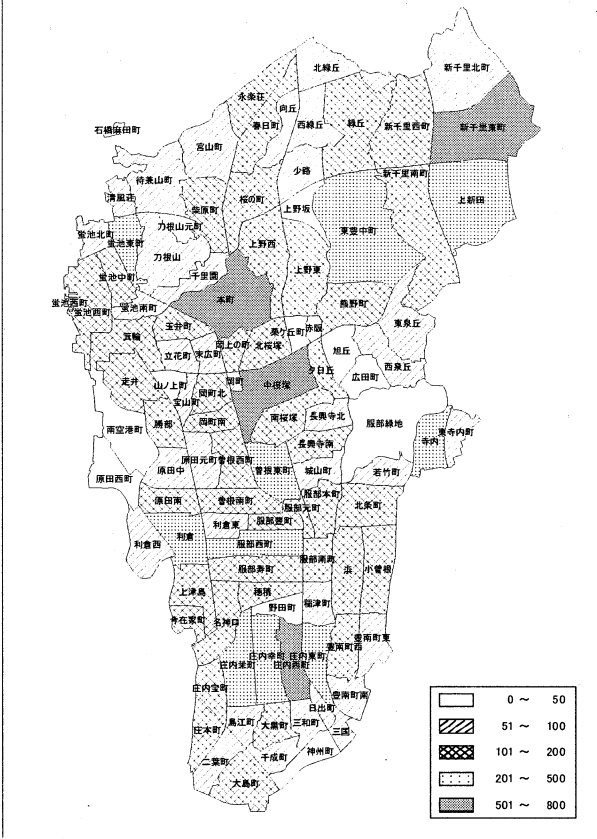
町別に事業所数をみると、本町が 736 事業所（事業所全体の 4.9%）と最も多く、次いで新千里東町の 583 事業所（同 3.9%）、中桜塚の 551 事業所（同 3.7%）となっている。

従業員数をみると、新千里東町が 1万 666 人（従業員全体の 7.7%）と最も多く、次いで新千里西町の 5千 858 人（同 4.2%）、中桜塚の 5千 265 人（同 3.8%）となっている。

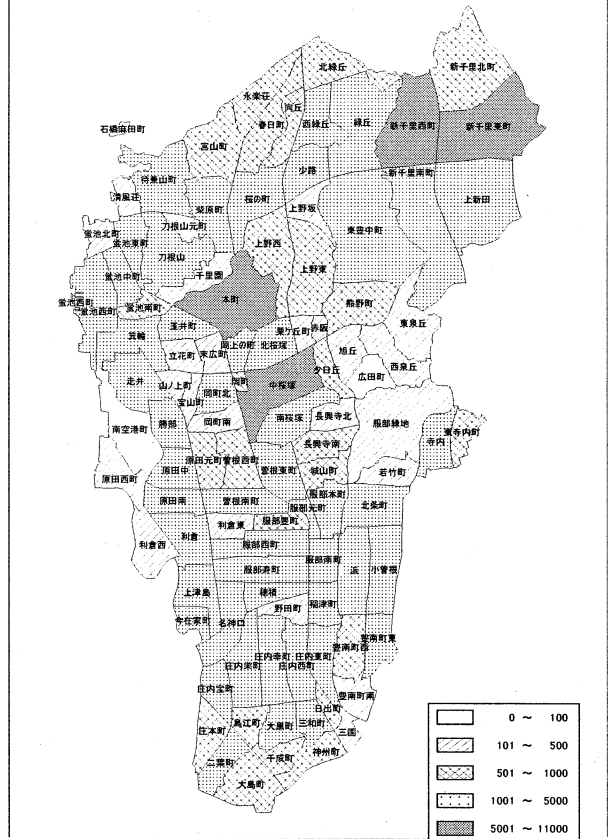
順位	町名	事業所数
1	本町	736
2	新千里東町	583
3	中桜塚	551
4	庄内西町	528
5	庄内東町	425

順位	町名	従業員数
1	新千里東町	10,666
2	新千里西町	5,851
3	中桜塚	5,265
4	本町	5,152
5	蛍池西町	4,259

全事業所分布図



全従業者分布図

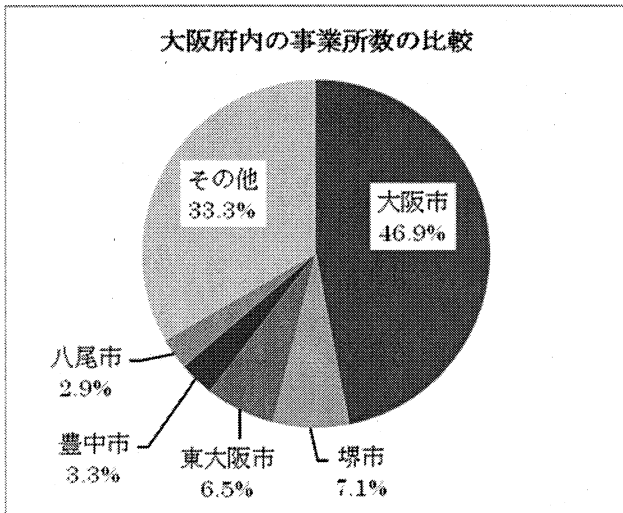


豊中市内の事業所数は第4位、従業者数は第5位

大阪府内の事業所数は44万3千848事業所、従業者数は464万5千72人で、大阪府に占める豊中市の割合は、事業所数で3.3%、従業者数で2.8%である。

大阪府内で、従業者数は東大阪市に次いで第4位、従業者数は吹田市に次いで第5位である。

大阪府内の事業所数の比較



大阪府内の従業者数の比較

